



# 運営指導における 主な指摘事項等について

令和6年3月

千葉市保健福祉局

高齢障害部介護保険事業課



本市の運営指導にご協力いただき、ありがとうございます。令和5年度の運営指導で指摘が多かった事項をお知らせしますので、今後の事業所運営における参考としてください。



## 各サービス共通（①事故報告）

○市に報告すべき事故について、報告がない事例がありました。

介護保険施設等における事故報告について

（令和3年3月31日付け介護保険事業課長通知）

- 誤薬や医療機関の受診を要する事故・ケガ
- 食中毒や感染症
- 事業所職員の法令違反・不祥事
- その他（搜索願、盗難、火災等）



## 各サービス共通（②勤務体制の確保等）

### ○ハラスメントを防止するための取組みが必要。

→職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。




## 各サービス共通（③居宅介護支援事業者等との連携）

**○指定訪問介護の提供に当たり、適切なケアプランの交付を受けておらず、訪問介護計画と実際のサービス内容が整合しない事例がありました。**

→居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めてください。

**【千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下条例）第14条 居宅介護支援事業者等との連携】**



# 居宅介護支援

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

**○居宅介護支援の提供に当たり、居宅介護支援の業務が適切に行われていることの確認ができない事例がありました。**

→指定居宅介護支援の提供に当たり、具体的取扱方針において示されている居宅介護支援の一連の業務について遵守してください。

**【千葉県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条第1号から25号 指定居宅介護支援の具体的取扱方針】**




## 訪問介護（①心身の状況等の把握）

**○指定訪問介護の提供に当たり、利用者の心身の状況等を適切に把握していることの確認ができない事例がありました。**

→利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めてください。

**【条例第13条 心身の状況等の把握】**



## 訪問介護（②基本取扱方針、具体的取扱方針）


**○取扱方針に基づいたサービスの提供が、適切に行われていることの確認ができない事例がありました。**

→基本取扱方針及び具体的取扱方針を再確認し、適切なサービス提供を実施してください。

【条例第22条 指定訪問介護の基本取扱方針】

【条例第23条 指定訪問介護の具体的取扱方針】






## 訪問介護（③管理者及びサービス提供責任者の責務）

**○管理者及びサービス提供責任者がサービス提供にあたり、適切に管理していることの確認ができない事例がありました。**

→管理者及びサービス提供責任者の責務を理解し、適切な管理を行ってください。

**【条例第28条 管理者及びサービス提供責任者の責務】**




## 訪問介護（④第1号訪問事業の提供に当たっての留意点）

**○千葉県介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問サービスにおいて、適切なサービスの提供が行われていることの確認できない事例がありました。**

→利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援してください。

**【千葉県介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準（令和3年千葉県告示第226号。以下「告示」という。）第42条及び告示第66条準用）】**




## 訪問看護（主治の医師との関係）

**○指定訪問看護の提供に当たり、主治の医師の指示内容が明確になっていない事例がありました。**

→主治医から具体的な指示内容が示されていない場合は、必ず確認してください。

**【条例第7 1 条 指定訪問看護の具体的取扱方針】**

**【条例第7 2 条 主治の医師との関係】**




## 通所介護・地域密着型通所介護 (従業者の員数)

**○生活相談員が提供日ごとに配置できていない事例がありました。**

→生活相談員は提供日ごと、通所介護の提供時間帯に配置してください。

**【条例第99条 従業者の員数】**

**【千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第65号。以下「地密条例」という。）第59条の3第1項第1号（従業者の員数）】**




## 地域密着型通所介護（非常災害対策）

**○非常災害時用の物資が事業所内に保管されていない事例がありました。**

→地震その他の非常災害に備え、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めてください。

**【地密条例第59条15 非常災害対策】**



## 地域密着型通所介護（地域との連携等）

**○運営推進会議を開催していることの確認ができない事例がありました。**

→コロナ禍における臨時的取扱いは終了しています。運営推進会議を設置しおおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。

**【地密条例第59条17 地域との連携等】**




## 福祉用具貸与（例外給付の算定）

**○軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の算定要件を満たしていることの確認ができないにもかかわらず、福祉用具貸与を算定し、報酬を請求している事例がありました。**

→軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の流れをご理解いただき、算定要件を満たしていることを確認してください。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）に基づく保険給付の算定について】



おわりに

- 資料をご確認頂き、ありがとうございました。
- 各種関係法令、通知等を適宜ご確認頂き、適正な事業所の運営にご協力をお願いします。また、今後も引き続き本市の運営指導にご協力をお願いいたします。